

令和5年12月12日

市内指定居宅介護支援事業所 御中

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部地域ケア推進課長

令和5年度第2回高齢者いきいき相談室研修開催について

見出しの研修を別添開催要項のとおり開催します。なお、今回も(1)オンライン方式 または (2)アーカイブ配信 での実施です。

令和6年4月1日から新規に高齢者いきいき相談室を受託するには、今回の研修又は令和5年度に実施した研修の受講が必要です。

すでに、高齢者いきいき相談室を受託中の事業所は、今回の研修を受講しなくても令和5年度末（令和6年3月）までは受託ができます。ただし、令和6年度に高齢者いきいき相談室を受託するには、今回の研修又は令和5年8月に実施した研修受講が必要です。

- ※ 高齢者いきいき相談室となる居宅介護支援事業所から必ず1名以上（法人単位不可）受講が必要です。
- ※ 高齢者いきいき相談室の受託には、事業所に主任介護支援専門員が所属していることが必要です。

なお、令和6年度から事務手続や委託料が大幅に変更されるため、本研修の後半部「② いきいき相談室の事業・事務について」は今年度8月の研修を受講済みの事業所様も受講してくださいますようお願いいたします。

名古屋市役所 地域ケア推進課 井上、井関
電話 : 052-972-2540
メール : a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp